

鳶尾第一住宅管理組合
管理規約・協定・細則の棊

理事会運営細則

理事会運営細則-目次

第1章 総則-----	23	第26条（守秘義務）-----	28
第1条（総則）-----	23	第27条（誠実義務履行の判断）--	28
第2条（定義及び用語）-----	23	第28条（履行の評価）-----	29
第2章 理事会の運営-----	23	第29条（不履行の評価）-----	29
第3条（理事会）-----	23	第5章 諮問機関-----	29
第4条（開催通知）-----	23	第30条（総則）-----	29
第5条（開催通知の文面及び発する期 日）-----	23	第31条（設置）-----	29
第6条（開催通知の添付資料等）--	24	第32条（運営規程）-----	29
第7条（議案等）-----	24	第33条（諮問項目）-----	29
第8条（理事以外の出席）-----	24	第34条（委員の選出）-----	29
第9条（会議及び議事）-----	24	第35条（答申）-----	29
第10条（組合員の傍聴）-----	24	第6章 雑則-----	29
第11条（議事録の作成、保管及び閲 覧等）-----	24	第36条（文書類の保存期間）---	30
第3章 役員及び諮問機関委員の報酬等---	25	第37条（規約等及び法令等の改廃に 伴う改定措置の特例）----	30
第12条（総則）-----	25	第38条（細則運用規程）-----	30
第1節 報酬-----	25	第39条（細則外の事項）-----	30
第13条（報酬の種類）-----	25	第40条（改廃）-----	30
第14条（報酬額）-----	25	附則-----	30
第15条（報酬の支給方法及び支給 日）-----	25		
第16条（報酬に対する受領証書の提 出）-----	26		
第2節 必要経費-----	26		
第17条（活動に伴う必要経費）--	26		
第18条（必要経費に対する証書の提 出等）-----	26		
第4章 理事の職責・職務等及び誠実義務 の履行-----	26		
第19条（総則）-----	26		
第20条（理事への就任）-----	26		
第21条（引継ぎ）-----	27		
第1節 理事の職責・職務・員数----	27		
第22条（理事の職責）-----	27		
第23条（理事の職務）-----	27		
第24条（各理事の員数）-----	28		
第2節 誠実義務の履行-----	28		
第25条（誠実義務の履行）-----	28		

理事会運営細則

制定 平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、鳶尾第一住宅管理組合（以下「管理組合」という。）管理規約（以下「規約」という。）に定めた理事会の運営を適性かつ円滑におこなうため、規約第85条に基づき、この細則を定める。

(定義及び用語)

第2条 この細則において、規約に定めた定義及び用語を使用する。

第2章 理事会の運営

(理事会)

第3条 理事会は、毎月定期的に開催する理事会（以下「定例理事会」という。）並びに必要に応じて開催する理事会或いは規約第66条第4項に従い理事の請求で開催する理事会（以下「臨時理事会」という。）とする。

- 2 理事会は、構成する理事が出席して開く会議であることから、規約第67条第1項の開催条件を遵守しなければならない。
- 3 理事長は、理事会開催日時を屋外掲示板に掲示するものとする。但し、第5条第2項第三号に定める開催に緊急を要する理事会のときは、理事会会場の出入り口に掲示すればよいものとする。

(開催通知)

第4条 理事長が規約第66条の定めに従い理事会の開催通知を発するとき、開催通知の作成及び送付を事務局長に命じることができる。この場合において、通知は通知書面の送付を基本とし、必要に応じて電子機器を介した通知とすることができる。

- 2 開催通知は、理事会を構成する理事全員、及び監事或いは理事会へ出席を認めた者へ送付しなければならない。
- 3 第1項の通知書面には、規約第67条第2項の理事会が定める書面（以下「書面による出席票兼理事会議決権行使書」という。）を添付しなければならない。

(開催通知の文面及び発する期日)

第5条 開催通知の文面は、理事会運営細則様式1を基本に理事会が定めるものとする。

- 2 開催通知を発する期日は、次の各号とする。
 - 一 定例理事会は、規約66条第2項の定めに従い発するものとする。但し、理事長は状況により同条第3項を適用することができる
 - 二 臨時理事会は、開催日が予定されているときはその予定日の1週間前までを基本とし、予定されていないときは開催日の2日前までを基本とする

- 三 緊急を要し、開催日までに2日間の猶予が不可能と理事長が判断したときは、必要に応じて電子機器（電話・FAX・Eメール等）を介した通信により通知することができる

（開催通知の添付資料等）

- 第6条 理事長は、会議の目的を示す議案等参考となる資料等を開催通知に添えることができる。添付する資料等は、理事長が指示した者に作成させることができる。
- 2 理事長は、添付資料作成に相当の時間を要する等やむを得ない理由があるときは開催通知を発したのち、送付することができる。

（議案等）

- 第7条 理事長は、規約第68条各号に掲げる項目を議案とする。
- 2 理事長は、予め通知した議案のほか開催通知を発した後に生じた新たな議案を加えることができる。
 - 3 定例理事会では、事務局長或いは事務局員が行なう日常業務報告を議事とすることができる。
 - 4 規約第66条第4項（理事による理事会開催請求）を適用する場合は、当該理事は議案とすべき事項を理事長へ通告しなければならない。

（理事以外の出席）

- 第8条 理事長は規約の定めに従い、次の各号に掲げる者を出席させ、発言させることができる。但し、議決権はない。
- 一 規約第51条第3項に定める監事
 - 二 規約第43条第1項に定める専門知識を有する者
 - 三 議案の検討に必要とする者（規約第67条第3項後段）
 - 四 規約第41条第1項に定める事務局職員

（会議及び議事）

- 第9条 会議は、規約第65条第1項に定める理事で構成し、第67条第1項から第3項の定めに従い会議を開催する。
- 2 会議の議長は、規約第65条第2項又は第3項に定める理事が就く。
 - 3 会議は、議案毎に審議し採決する。
 - 4 会議における議決権は、1理事につき1個とする。
 - 5 議長は、議決権を持ち行使することができる。
 - 6 議案の採決方法は、会議の議長が決する。

（組合員の傍聴）

- 第10条 理事会は、規約第67条第4項の定めに従い、許諾を得た組合員を傍聴者として会場へ入場させることができる。

（議事録の作成、保管及び閲覧等）

- 第11条 理事長は、理事会を開催毎に現に出席した理事2名以上の署名押印した議事録を作成しなければならない。この議事録は、事務局において保管し、組合員又は利

害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、拒否するに正当な理由ある場合を除いて、必要な範囲で閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、個人情報保護のため必要と判断した事項を制限し、相当の日時、場所を指定することができる。

- 2 議事録には、次の各号の文書を添付しなければならない。
 - 一 理事会開催又は開催通知（事務局宛て）
 - 二 議案等資料集（事務局宛て）
 - 三 一般経過報告
 - 四 窓口業務内容カウント表
 - 五 書面による出席票兼理事会議決権行使書の写し
 - 六 月例決算報告書
 - 七 駐車場利用状況報告書
 - 八 その他当該会議において配付した文書

第3章 役員及び諮問機関委員の報酬等

（総則）

第12条 役員及び規約第70条第1項により設置した諮問機関の委員（以下「諮問機関委員」という。）が、総会を除く会議等へ出席するときにおいて、規約第47条第3項及び規約第70条第4項に定める報酬及び必要経費について、この章で定める。

第1節 報酬

（報酬の種類）

第13条 報酬の種類は、次の各号とする。

- 一 役員が、理事会又は理事長が開催する会議或いは事業へ出席したときに支給する報酬は「役員手当」と称し、月1回以上参加したとき支給する
- 二 諮問機関委員が、理事長又は当該諮問機関の長が開催する会議へ出席したときに支給する報酬は「委員手当」と称し、月1回以上参加したとき支給する

（報酬額）

第14条 第13条各号に定める報酬の金額は、次の各項に区分する。

- 2 役員手当は、次の各号とする。
 - 一 理事長は、月額1,200円
 - 二 監事及びその他の理事は、月額1,000円
- 3 委員手当は、次の各号とする。
 - 一 委員長は、月額1,200円
 - 二 その他の委員は、月額1,000円

（報酬の支給方法及び支給日）

第15条 報酬の支給方法は、3か月毎を単位として通貨にて該当する者へ理事長が支給する。この場合において理事長は、事務局長へ支給の業務を命じることができる。

- 2 報酬の支給日は、次のとおりとする。但し、支給日が指定金融機関の営業日でない

ときは、その前日に支給することを原則とする。なお、会議等の開催日が支給対象期間の支給日より遅れて開催されるときは、次期支給日に合算して支給するものとする。

期名	支給対象期間	支給日
第1期	4月から6月まで	6月25日
第2期	7月から9月まで	9月25日
第3期	10月から12月まで	12月25日
第4期	1月から3月まで	3月25日

(報酬に対する受領証書の提出)

第16条 報酬を受けた役員又は委員は、報酬に対する受領を示す証書(領収書)を遅滞なく理事長へ提出しなければならない。

第2節 必要経費

(活動に伴う必要経費)

第17条 役員が、理事会又は理事長の指示により行なう活動に掛かる経費を、その活動に応じて理事長は支払うものとする。この場合において、当該役員は活動内容を示す文書等及び掛かる経費を示す証書を理事長へ提出しなければならない。

- 2 理事長は、活動に掛かる経費額が予め算出できるときはこの算出額を当該役員へ支出し、活動の実施後において掛かる経費を示す証書を基に実費精算することができる。
- 3 出張等に関する必要経費算出基準は、理事会が別に定めるものとする。
- 4 委員が、委員長の指示により行なう活動に掛かる経費は、前各項を適用し理事長を支払者とする。

(必要経費に対する証書の提出等)

第18条 理事長は、活動に掛かる経費を示す証書の提出を受けたときは当該役員又は委員へ相当額を支払い、当該役員又は委員は理事長へ受領証書を提出するものとする。

- 2 理事長は、当該役員又は委員が活動に掛かる経費を示す証書を提出しないときは当該役員又は委員への支払いをすることができない。

第4章 理事の職責・職務等及び誠実義務の履行

(総則)

第19条 理事会は、規約第50条第3項に定める理事の職責、職務の範囲及び規約第48条第5項に定める理事の誠実義務の履行について、この章で定める。

- 2 理事は、規約に定めた権利を行使し義務を遂行しなければならない。

(理事への就任)

第20条 理事として就任した組合員は、理事としての職責及び職務を負う。自治会役員等他の団体との役員就任が重複し、その職務に支障がある場合は、管理組合の役員の職務を優先して任に就かなければならない。但し、重複就任において支障が無い

と本人が判断したときは、重複就任を認める。

(引継ぎ)

第21条 退任理事（総会において退任を認められた理事）と新任理事（総会において選任された理事）は、理事の職責及び職務及び総会決議事項等必要事項に関して当該総会直後の理事会において、職務等の引き継ぎを行なうものとする。

第1節 理事の職責・職務・員数

(理事の職責)

第22条 正副理事長を除く、規約第50条第2項に定めた理事の役職において、同条第3項で定める職責は次の各号で定める。

- 一 会計理事は、規約第7章会計及び会計細則に定める業務全般を掌握し、修繕費積立金会計の印を保管する
 - 二 植栽理事は、管理対象物のうち植栽及び緑地の管理業務全般を掌握する
 - 三 設備理事は、管理対象物のうち植栽及び緑地並びに駐車場を除く施設・設備の管理業務全般を掌握する
 - 四 駐車場理事は、駐車場運営細則に定める業務全般及び駐車場関連会計の管理全般を掌握し、駐車場費会計、駐車場敷金会計及び駐車場修繕積立基金会計の印を保管する
 - 五 特別専任理事は、総会において決議された業務全般を掌握する
 - 六 規約第50条第2項に定めた副理事の職責は、以下とする
 - ①会計副理事は会計理事の補佐を行ない、会計理事が事故等によりその職責の遂行が不可能なときは代理する。
 - ②植栽副理事は植栽理事の補佐を行ない、植栽理事が事故等によりその職責の遂行が不可能なときは代理する。
 - ③設備副理事は設備理事の補佐を行ない、設備理事が事故等によりその職責の遂行が不可能なときは代理する。
 - ④駐車場副理事は駐車場理事の補佐を行ない、駐車場理事が事故等によりその職責の遂行が不可能なときは代理する。
- 2 理事会は、理事が職責及び職務を履行する状況を把握するための判断基準を第27条（誠実義務履行の判断）に定める。

(理事の職務)

第23条 正副理事長を除く、規約第50条第2項に定めた理事の役職における同条第3項で定める職務は、次の各号で定める。

- 一 会計理事は、次の職務を行なう
 - ①定例理事会において該当月の会計収支報告及び未収或いは滞納の状況を報告し、理事の質疑に回答しなければならない。
 - ②総会においては、会計事業報告、決算報告、会計事業計画及び予算案の提案者となる。
- 二 植栽理事は、次の職務を行なう

- ①定例理事会において該当月の植栽に関する業務を報告し、理事の質疑に応答しなければならない。
- ②植栽業務を委託した場合は、その監督を行なう。
- ③総会においては、植栽事業報告及び植栽事業計画の提案者となる。
- 三 設備理事は、次の職務を行なう
 - ①定例理事会において該当月の設備に関する管理業務等を報告し、理事の質疑に応答しなければならない。
 - ②給水設備等の業務委託をした場合は、その監督を行なう。
 - ③総会においては、設備事業報告及び設備事業計画の提案者となる。
- 四 駐車場理事は、次の職務を行なう
 - ①定例理事会において該当月の駐車場運営業務を報告し、理事の質疑に応答しなければならない。
 - ②月極め駐車場利用者の契約又は解約の許諾を行なう。
 - ③駐車場抽選会の主催者となる。
 - ④総会においては、駐車場事業報告及び駐車場事業計画の提案者となる。
- 五 特別専任理事は、次の職務を行なう
 - ①総会において決議された職務を行なう。
- 六 第22条第六号により職責が定められた副理事が該当する理事を代理するときは、第一号から第四号の定めに従って該当する職務に就くものとする

(各理事の員数)

- 第24条 正副理事長を除く、規約第50条第2項に定めた理事の役職における同条第3項で定める員数は、次の各号で定める。
- 一 会計理事及び会計副理事は、各1名
 - 二 植栽理事及び植栽副理事は、各1名
 - 三 設備理事及び設備副理事は、各1名
 - 四 駐車場理事及び駐車場副理事は、各1名
 - 五 特別専任理事は、総会の決議に基づく員数とする

第2節 誠実義務の履行

(誠実義務の履行)

- 第25条 理事会は、規約第47条第1項の定めにおいて理事の職責及び職務を誠実に履行することを求める。
- 2 理事会は、理事が職責及び職務を履行する状況を把握するための判断基準を第27条（誠実義務履行の判断）に定める。

(守秘義務)

- 第26条 理事は、組合員の持つ非公開の情報を知る場合があり、規約第47条第2項の定めに従う義務を負う。

(誠実義務履行の判断)

- 第27条 理事長は、理事が理事長の開催した会議等の出席状況を把握し、職責及び職務

の実績の評価を行なうことができる。

2 理事長は、前項の評価により職務の履行状況について判断することができる。

(履行の評価)

第28条 理事長は、理事が理事長の開催した会議等に現に出席し、職責及び職務内容についても誠実であると評価したとき、駐車場抽選会において優先受付を認めることができる。

(不履行の評価)

第29条 理事長は、理事が理事長の開催した会議等に正当な理由が無く欠席したとき、職責及び職務内容についても不誠実であると評価したとき、駐車場抽選会において優先受付の適用を制限できる。

第5章 諮問機関

(総則)

第30条 理事会は、規約第70条に定める理事会の諮問機関を設置後、諮問機関がその機能を発揮するための支援をこの章において定める。

(設置)

第31条 理事会は諮問機関の設置にあたり、規約第70条第1項の定めに従い設置の必要性を理事会において十分審議しなければならない。

(運営規程)

第32条 規約第70条第1項の定めに従い総会の設置承認を得た諮問機関は、同条第7項に従い当該諮問機関の運営を定める規程を制定することができる。

2 運営規程は、当該諮問機関の構成、人事、任期、開催通知と開催、審議方法と範囲、議決方法、議事録、及び答申書作成など運営に必要な項目を掲げたものとする。

(諮問項目)

第33条 理事会は諮問項目を決定するにあたり、組合員の共同の利益となる項目としなければならない。

2 理事会において決した諮問項目は、諮問項目通知書をもって諮問機関を代表する者に通知しなければならない。

(委員の選出)

第34条 理事会は、規約第70条第2項の定めに従い委員の募集或いは推薦を行ない、選出するものとする。

(答申)

第35条 理事会は、諮問機関の答申を尊重しなければならない。

第6章 雑則

（文書類の保存期間）

第36条 この細則に定める文書類の保存期間は、自主管理運営並びに事務局の組織及び運営に関する細則に定める。

（規約等及び法令等の改廃に伴う改定措置の特例）

第37条 法令等の改廃によりこの細則の規定が抵触するとき、理事会の決議により関係する別表を改訂することができる。この場合、理事長は次期通常総会において、改正経過を報告しなければならない。

（細則運用規程）

第38条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

（細則外の事項）

第39条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

- 2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

（改廃）

第40条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附則

附則（平成26年(2014年)4月第38回通常総会、制定）

（諸手当支給細則の統合）

第1条 平成2年4月第14回通常総会において制定した「諸手当支給細則」を「第3章」としてこの細則に統合し、第5条の施行日をもって諸手当支給細則は廃止する。

（役員業務履行細則の統合）

第2条 平成12年4月第24回通常総会において制定した「役員業務履行細則」を「第4章第2節」としてこの細則に統合し、第5条の施行日をもって役員業務履行細則は廃止する。

（理事の職責に関する理事会内規の統合）

第3条 平成13年4月第25回通常総会において制定した「理事の職責に関する理事会内規」を「第4章第1節」としてこの細則に統合し、第5条の施行日をもって理事の職責に関する理事会内規は廃止する。

（諸手当支給細則、役員業務履行細則及び理事の職責に関する理事会内規の効力）

第4条 諸手当支給細則、役員業務履行細則及び理事の職責に関する理事会内規によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及ぶものとする。

（適用期日）

第5条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。